

地域包括支援センター運営協議会について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、市町村が設置した地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ）。本市では、介護保険審議会が運営協議会の役割を担うこととしている。

なお、国通知「地域包括支援センターの設置運営について」では、運営協議会について次のように示されている。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

(1) 設置基準

原則として、市町村ごとに 1 つの運営協議会を設置する。なお、複数のセンターを設置する市町村であっても、運営協議会については、1 つ設置することで差し支えないが、地域の実情に応じて、例えばセンター毎に設置することも考えられる。また、複数の市町村により共同でセンターを設置運営する場合にあっては、運営協議会についても共同で設置することができる。

(2) 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長（特別区の区長を含む。）を選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ① 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第 1 号及び第 2 号）
- ③ 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は、構成員の互選により選任する。

なお、運営協議会には、在宅介護支援センター等の福祉関係団体が参画することが望ましい。

(3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる
指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

③ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
- c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- d その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、3(1)④アの市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、アbの事業報告書及びcの評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。

(運営全体に関するもの)

- a 組織・運営体制
 - ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか
 - ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
 - ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
 - ・ランチ等との連携の向上につとめているか
- b 個人情報の保護
 - ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。
- c 利用者満足度の向上
 - ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか
 - ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- d 公平性・中立性の確保
 - ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか

(個別の業務に関するもの)

- e 総合相談支援業務
 - ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
- f 権利擁護業務
 - ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか
 - ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
- h 介護予防に係るケアマネジメント
 - ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
- i 市町村事業との連携
 - ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。

上記のほか、市町村が必要と認めるもの

④ センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

⑤ その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。

(4) 事務局

運営協議会の事務局は、市町村に置く。